

国民年金保険料は

忘れずに申告しましょっ

問合せ 国民年金係 ☎99-2168

国民年金保険料の年末調整

国民年金の保険料は、所得税法上、社会保険料控除の対象となります。

そのため、17年中に支払った全額が、所得税や住民税を計算するときに課税対象の所得から控除されます。

本人の分はもちろん、家族の分も支払ったのであれば、それについても所得控除の対象になります。

また、免除期間や未納期間などの過年度分の保険料も17年中に支払ったものは対象となります。

年末調整や確定申告の際には忘れずに申告しましょう。

源泉徴収票が送付されます

国民年金や厚生年金の老齢年金を、受給している人には、18年1月末までに17年分の源泉徴収票が送付されます。

これらの年金は、所得税法上「雑所得」として、所得税の対象となるためです。

源泉徴収票には、17年中に支払われた年金の総額、控除した税額、扶養親族等控除の内容などが記載されています。

年金から税金が差し引かれた人で、年金以外に収入がない人は原則として確定申告をする必要はありません。

しかし、二つ以上の年金を受けている人やほかにも所得がある人、控除もれがある場合は、確定申告を忘れずに行ってください。

なお、障害年金や遺族年金は非課税所得ですので、源泉徴収票は送付されません。



脳梗塞から身を守ろう！

問合せ 健康増進係 ☎99-2159

警告信号

「一過性脳虚血発作」を見逃さないで！

一時的に脳の血管が詰まり、頭痛や目まい、半身まひといった脳梗塞と同様の症状が表れます。

放っておくとおよそ30%の人は、将来脳梗塞になってしまいます。脳梗塞の前触れ症状があったときは、すぐに医師の診察を受けましょう。

脳梗塞は、治療が早ければ早いほど回復するチャンスは大きくなります。

脳梗塞とは、脳の血管が詰まって、その先に酸素や栄養が行きわたらなくなる病気です。

脳細胞が死んでしまうと、寝たきりなどの深刻な後遺症を残す可能性があります。近年、人口の高齢化や生活習慣病の増加により、「脳梗塞」が増えています。

能代市国民健康保険疾病統計によると(17年5月診療分)、入院の医療費は、「脳梗塞」が第一位で、総医療費の10・4%を占めています。26日入院で約107万円かかり、2カ月のリハビリが必要な場合、検査、リハビリ代など含めて、さらに約126万円かかります。

◆あなたの危険度をチェックしましょう

- ・年齢は60歳以上である
- ・糖尿病を患っている
- ・ヘビースモーカーである
- ・心臓に疾患がある
- ・過度な飲酒をする
- ・ストレスが多い
- ・血圧が高い
- ・両親が脳卒中あるいは高血圧である
- ・肥満体である
- ・運動不足である
- ・脂肪や食塩を多く取るほうである

※危険因子をたくさん持っていればいるほど脳梗塞にかかりやすくなります。